３号又は第126条第３号に規定する純資産額は注記すること」を「開業費、研究費又は開発費として貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が、資本準備金及び利益準備金の合計額に当該決算期に利益準備金として積み立てるべき利益準備金の額を加算した額を超えるときは、その超過額を注記すること。また、資産につき時価を付するものとした場合（会社計算規則第５条第３項第１号及び第６項）の場合を除く。）において、その付した時価の総額が当該資産の取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を注記すること」に改め、

「23　有限会社である場合においては、「子会社」とあるのは「有限子会社」と、「支配株主」とあるのは「支配社員」と、「新株式払込金」とあるのは「出資払込金」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資申込証拠金」と、「自己株式払込金」とあるのは「自己持分払込金」と、「自己株式申込証拠金」とあるのは「自己持分申し込み証拠金」と、「自己株式」とあるのは「自己持分」と、「自己株式処分差益」とあるのは「自己持分処分差益」と、「株式の発行数」とあるのは「出資の口数」として記載すること。」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第三条　この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

○国土交通省令第五十九号

会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第十二条第二項及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、鉄道事業会計規則及び経営安定基金に係る経理の整理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月二十八日　　国土交通大臣　北側　一雄

鉄道事業会計規則及び経営安定基金に係る経理の整理に関する省令の一部を改正する省令

（鉄道事業会計規則の一部改正）

第一条　鉄道事業会計規則（昭和六十一年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「低減したとき」の下に「又は減損損失を認識すべきとき」を加える。

別表第一資産の表中「現金・預金」を「現金及び預金」に、「親会社株式又は子会社株式」を「関係会社株式」に改め、

「親会社株式				」を

削り、「営業権」を「のれん」に、「有償取得した権利に限る。」を「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第11条の規定によるもの」に、「子会社株式」を「関係会社株式」に、「子会社出資金」を「関係会社出資金」に、「子会社である有限会社等」を「関係会社」に、「有限会社、組合等」を「組合等」に、

「	子会社長期貸付金 支配株主長期貸付金			」を
「	関係会社長期貸付金			」に

「長期繰延税金資産」を「繰延税金資産」に改め、

「創立費				商法施行規則（平成14年法務省令第22号）第35条の規定によるもの	を
開業費				商法施行規則第36条の規定によるもの	
研究費				商法施行規則第37条第１号の規定によるもの	
開発費				商法施行規則第37条第２号から第４号までの規定によるもの	
新株発行費等				商法施行規則第38条の規定によるもの	
社債発行費				商法施行規則第39条の規定によるもの	
社債発行差金				商法施行規則第40条の規定によるもの（銘柄別に整理する。）	
建設利息				商法施行規則第41条の規定によるもの	」

削り、同表備考２を次のように改める。

２　関係会社とは、会社計算規則第２条第３項第23号の関係会社をいう（以下同じ。）。

別表第一資産の表備考３を削り、同表備考４中「子会社又は支配株主」を「関係会社」に改め、同表備考４を同表備考３とし、同表備考５を同表備考４とし、同表備考６を同表備考５とする。

別表第一負債の表中

「	支配株主長期借入金			財団抵当借入金を除く。	を
	子会社長期借入金			同上	」
「	関係会社長期借入金			財団抵当借入金を除く。	」に
「長期繰延税金負債				流動負債の部に整理された繰延税金負債以外の繰延税金負債	」を
「繰延税金負債				流動負債の部に整理された繰延税金負債以外の繰延税金負債	」に
のれん					

改め、同表備考２中「支配株主又は子会社」を「関係会社」に改め、同表備考４を削る。

別表第一中資本の表を削り、同表負債の表の次に次の表を加える。

純　　資　　産

Ⅰ　株主資本

款	項	目	節	摘　　要
資本金				
新株式申込証拠金				
資本剰余金				
	資本準備金			
	その他資本剰余金			